

女川町復興まちづくり住民説明会（大石原浜地区） 議事録

日 時：平成 24 年 1 月 24 日（火）9：30～10：50

場 所：大石原浜仮設談話室

対象者：大石原浜地区役員及び一部住民（全 5 名）

出席者：女川町 復興対策室 赤間室長、柳沼参事

総務課 阿部課長、町民課 久坂氏（UR 派遣）

大日本コンサルタント 西塔、舟川、橋本俊秀

1.挨拶 総務課 阿部課長

2.資料説明：復興対策室 柳沼参事、大日本コンサルタント 橋本俊秀、町民課 久坂氏

①基本的な考え方

②断面図（案）

③大石原浜地区の高台移転候補地（案）

④まちづくりのスケジュール（案）

⑤具体的復興事業の概要

- ・災害公営住宅整備事業
- ・防災集団移転促進事業
- ・漁業集落防災機能強化事業

⑥防災集団移転促進事業による移転者の再建収支試算（想定）

3.意見交換（Q；大石原浜地区、A；町役場）

A.（柳沼参事より追加説明）防災集団移転促進事業（防集）は最大 5 戸以上、地区の半数以上の皆さんが移転する条件だが、今はぎりぎりの状況なので、是非皆さんの合意をいただいて高台に上がっていただければ、事業が早くなると思う。

A.（赤間室長より補足説明）町でできるのは造成工事までで、後は自力再建でお願いしたいが、災害公営住宅もあるので検討いただきたい。お金について私たちが説明したかったのは、この事業を使えば利子補給金が出るメリットがあるので、皆さんの住宅再建の足しになるかなという思いである。単価については今から行うので、単価が決まれば詳しい話をさせていただきたい。地元の方が分かる案、ここが怖いとか、水が出るとかいうことを教えてほしい。家を造るので、地元の方が分かっていること、ここが一番いいとかを教えていただければ、後は図面に落としして。後は、もし移転されたときの背後の利用について、皆さんで考えていただきたい。

Q. そこ（浜）はそのまま埋めるのか。

A. 皆さんの要望があれば、下がった分を埋めることになるので、水産課と調整する。他

で土が余るところがあるので、皆さんが使いやすいものを考えていただきながら、町で買い取りをしても、その後どのような利用をしたいかということをお皆さんの考えを聞きながらやっていきたい。他の集落にも話をしたが、土地を買い取る話について、相続関係で名義が変わってないとか、いろんな権利があるとかを相談していただければ、対応を考えている。そのときも集団移転ができる旨の事業になっているので、後で教えていただきたい。買い上げが基本だが、どうしてもそのようなことがあるので。

- Q. 買い上げは宅地だけと聞いているが。
- A. 今のところ宅地だけで行っている。
- Q. 宅地だけと言っても、下は倉庫とかがあるので飛び地になる。早くどこまで買えるかの選別をしてもらいたい。
- A. 今のところ宅地ということで話をさせてもらっている。この制度では、宅地を買い上げればのってくるので、後は町としてどこまで支援できるかということで、上をお貸しするときにはどのようなことが考えられるか。
- Q. 買い上げは町で行うのか。借りることもできるのか。
- A. そう。借りることもできる。今の段階では、倉庫などが必要なときは町からお貸しすることになると思う。
- A. もしお金を借りるときは、住宅金融支援機構の5年間は無利子というものもある。資料に書いた内容は極端な条件で、もっと低利子の融資もある。
- A. 資料には、生活再建支援金の200万円も入れていないので、実際には金額は下がる。生活再建支援金は5年間に延長された。
- A. 住宅金融支援機構では、基本融資額が1460万円で5年間金利が0%、6~10年目でマイナス0.53%となっている。
- Q. 公営住宅を建てると建築費の2000万円の枠はないよね。あくまでも家賃だから。
- Q. 町の公営住宅なら分かるが、建ててから退去すると他に入る人がいるということか。こういうところだと誰も住む人がこなくて、いなくなるのでどうするのか。建てた人が管理するとか。
- A. 管理する費用が結構負担となるので、外からやってきてそこに住む人はいないので、空き家になることを非常に心配している。
- Q. ただ、現実にはそこに住む人がいる。
- A. 心配しているのはその点で、町としては空き家が出ても漁村の人で管理するようなことが、コミュニティとして管理あるいは借り上げをしていただけないかと思っている。
- Q. あなたは何年住むのかということはいえない。個人の判断なので。
- A. 阪神大震災のときは、いっぱい（公営住宅を）造りすぎて、今は空き家になって困っている状況。
- Q. 今、8世帯が住民票を置いているとして、土地を持っている人が8世帯いるということで、上に5世帯が行かなければ防集にならないということか。

- A. 基本的にはそう。
- A. 一つは、隣の地区（横浦、野々浜）も防集をやる場合、そこに区域として含めてしまうということもできる。
- A. 大石原で限定してしまうと、ここに住む人が4世帯しかいなくて防集の該当にならなくて、この事業ができないということにならないようにするためには、例えば大石原と野々浜を一つにしてやるということは可能。
- Q. 町にしても、街なかで（住宅の）ないところがあるので、新たにしなければならない。
- A. まったくそのとおり。
- Q. ここに住む人に対して計画を立てるのだから、ある程度進めてもらわないと。
- A. さっきのように、4世帯だとまた元に戻ってしまう。立ち消えになれば意味がない。
- A. そういう意向調査を、説明会をした後に皆さんにする。
- Q. ある程度個人の意見を尊重してほしい。やっぱりどうあるべきかということ。
- Q. 個人の土地を町が買って造成して、さらに個人に売るということか。
- A. 分譲も可能ということ。この間、4～5月に来たとき、防集は借地しかダメだと言ったが、皆さんからそれはダメだと言われたので国に言ったら、国は売ってもよいという制度が変わった。だから買ってよい、自分の土地になる。ただ、借地のほうが安く早く再建できるかもしれない。自力再建が事業の原則ということ。
- Q. 仮に借地をして、5年後にどうなるかということがあるので、とりあえず借地でも可能か。
- A. はい。
- Q. 70歳を過ぎると、2000万のローンは聞き入れられない。
- Q. 公営住宅に入るかどうかは、自分の判断になる。
- Q. 中には子供がいて、自分の家と自分の土地を、という人もいる。
- Q. だから個人の意見を聞いて、計画を立てるということ。家を建てるか借りても良いかは個人対個人で調整してもらって、各自にやってもらったほうがよい。
- Q. 場所はA案かB案のどちらがよいか。
- A. A案が皆さんの土地を含めた考えで描いている。防集だと町が皆さんの土地を買って、こちらに移ってもらうという形になる。
- A. できれば決めてもらった方が、進め方が早い。
- A. B案の方は、皆さんの土地がどう入っているかを鑑みてない。道路を入れて切盛バランスとかを見て、土木的な考えで示したもの。A案は、皆さんの土地を嵩上げて、そこを造成して住宅地にする考えで助言をいただいたもの。用地の重ね図はまだ作っていないが、おおよそここに皆さんの土地が含まれているということで描いたものがA案となっている。助言いただいた限りではA案とした。
- Q. 現地をみて、ここからここまでといった方が分かりやすい。
- A. 土地の情報をいただいて、それを計画図に重ねたいと考えている。

- A. 意見がなければ、現地を見てそれで終わりにしたい。
- A. 概ね今の話で、皆さん了解をいただいたということでよいか。後でアンケートや説明会等で。何かあれば役場に連絡をいただければ説明をする。
- Q. 了解。

(現地を見て意見交換をした結果、B案周辺の場所で案を再度検討することとなった。)

以 上